

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議の情報共有

2018年8月27日

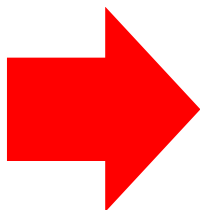
一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
インターネット推進部

議論の発端と論点

海賊版サイト横行を受け、政府が2018年4月13日、「緊急避難」の要件を満たす場合は(刑法上の)違法性が阻却されるとして、「漫画村」など3サイトを対象に、ISPは自主的にサイトブロッキングを行うことが適当だとする考えを示した

• この政府声明における主な懸念点・論点

- ブロッキングは、インターネット上の通信をプロバイダーが監視し、アクセス先への接続を遮断する行為
 - 通信の監視は、電気通信事業法の通信の秘密侵害罪にあたる
 - 対象サイトを政府が選定することは、検閲・表現の自由の観点からも問題ではないか
⇒ 立法化にあたり、憲法をはじめとするさまざまな法律との整合性がとれ、実行可能な法制化が果たして可能か？
- 法制化できたとしても、サイトブロッキングに本当に望まれる技術的な効果があるか？問題の地下化を招くだけでないか？
- 誰が対策のコスト負担をするか？
- 結果的にブロッキングの連鎖でインターネットが壊れてしまわないか？



大きな議論がわき起こり、各団体が懸念を続々と表明
その後、政府により(後述の)「検討会議」の設置が決定される
JPNICは、グローバル・技術の面から前村推進部長が構成員に

検討会議について(1/3)

- **名称：インターネット上の海賊版対策に関する検討会議**
(タスクフォース)
- **建て付け：**
 - 内閣府知的財産政策本部が「知的財産推進計画2018に向けた検討」を進めるための「検証・評価・企画委員会」の下に設置
- **検討のスコープ：**
 1. 正規版流通の更なる拡大によるコンテンツ視聴環境の整備
 2. 現行法制下での既存の海賊版対策の取組状況の検証及び実効性評価
 3. 特に悪質な海賊版サイトに対する権利行使を可能とする法制度整備のあり方
- **座長：**
 - 中村伊知哉 (慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授)
 - 村井純 (慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科委員長)

検討会議について(2/3)

• メンバー (座長を除く) :

1. 有木節二 (一社) 電気通信事業者協会専務理事
2. 石川和子 (一社) 日本動画協会理事長/日本アニメーション(株)代表取締役社長
3. 上野達弘 早稲田大学大学院法務研究科教授
4. 川上量生 カドカワ (株) 代表取締役社長
5. 後藤健郎 (一社) コンテンツ海外流通促進機構代表理事
6. 穴戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授
7. 瀬尾太一 (一社) 日本写真著作権協会常務理事 (公社) 日本複製権センター代表理事
8. 立石聡明 (一社) 日本インターネットプロバイダー協会副会長
9. 長田三紀 全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
10. 野間省伸 (株) 講談社 代表取締役社長
11. 林いづみ 弁護士、桜坂法律事務所
12. 福井健策 弁護士、骨董通り法律事務所
13. 堀内浩規 (一社) 日本ケーブルテレビ連盟理事・通信制度部長
14. 前村昌紀 (一社) 日本ネットワークインフォメーションセンターインターネット推進部部長
15. 丸橋透 (一社) テレコムサービス協会サービス倫理委員長
16. 森亮二 弁護士、英知法律事務所
17. 山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授
18. 吉田奨 (一社) インターネットコンテンツセキュリティ協会理事

検討会議について(3/3)

• 今までの会合と議事

- 第1回 (2018年6月22日)
 - 本検討会議の設置の背景及び検討のスコープについて
- 第2回 (2018年6月26日)
 - 「正規版流通」と「これまでの対策の検証」について
- 第3回 (2018年7月18日)
 - 「正規版流通」と「これまでの対策の検証」について
 - 諸外国における海賊版対策の概要について
- 第4回 (2018年7月25日)
 - 諸外国における海賊版対策の概要について
 - ブロッキングの法制度整備に関する法的論点について
- (非公式)勉強会 (2018年8月10日)
- 第5回 (2018年8月24日)
 - ヒアリング結果の紹介等
 - 法制度に関する説明
 - フィルタリングの現状と課題
 - 他の法益侵害について
 - 海賊版対策の現状と求められる制度について

検討会議での議論の現状

- **海賊版サイト対策を、次の通り多面的・総合的に行うことが示されているが、その中では「ブロッキング法制化」についても、当然念頭においた議論もされている。**
 - 正規版流通を拡大して海賊版需要を無効化していく
 - 海賊版サイト運営者の資金源を絶つべく、広告出稿の仕組みの上で海賊版サイトへの出稿を抑止する
 - 効率的な配信のために、海賊版サイト運営者もCDN事業者を利用するため、CDN事業者の国内設備に置かれた違法コンテンツに対して執行力を強化する
 - キャリアやISPがサイトブロッキングの手段を講じる
- **今週8月30日(木)(第6回会合)にて、「中間取りまとめの骨子」が議論され、9月13日(木)(第7回会合)と19日(水)(第8回会合)を経て、予定では「中間取りまとめ」が発表される(はず)。**